

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第229号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成21年5月7日 21時30分ごろ	
発生場所	伊勢湾 伊良湖水道航路第3号灯浮標 （概位 北緯34°34.3′ 東経136°58.9′）	
事故等調査の経過	平成21年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	引船 誠陽丸、475トン 137245、昭陽汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船体ブロック右舷外板に擦過傷 伊良湖水道航路第3号灯浮標に破損等	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船体ブロック（長さ約125m、幅約60m、高さ約29m）をえい航して、伊良湖水道航路を航行中、前方を航行する船との距離を保つために減速したところ、伊良湖水道航路第3号灯浮標付近において、突風により圧流され、平成21年5月7日21時30分ごろ、船体ブロックが同灯浮標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 6 海象：うねり 約1.5～2.0m、波高 約1m、南東向きの潮流 約1ノット	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、船体ブロックをえい航して伊良湖水道航路を航行中、船体ブロックが北からの突風に圧流されて灯浮標に衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が船体ブロックをえい航して伊良湖水道航路を航行中、船体ブロックが北からの突風を受けて圧流されたため、船体ブロックが灯浮標に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	